

別表

補助対象経費等（第4条関係）

補助対象事業	対象経費	補助額	補助対象期間
梱包箱作成事業	梱包箱作成経費 (梱包箱に甲佐町をPRできる表示があるものに限る。)	補助対象経費全額とし、その額が30万円を超えるときは30万円を交付限度とする。	交付決定を受けた日の属する年度の3月31日まで
商品発送事業	甲佐ブランド「こうさんもん」または甲佐町特産品（ふるさと納税返礼品、花など）の発送に係る送料	補助対象経費全額とし、その額が50万円を超えるときは50万円を交付限度とする。	
インターネット販売システム改修事業	インターネットを通じた販路拡大に係るシステムの改修費用 ※構築費用を含む	補助対象経費全額とし、その額が20万円を超えるときは20万円を交付限度とする。	

※梱包箱作成事業及びインターネット販売システム改修事業の実施にあたっては事前に甲佐町と協議を行うこと。